


ページ	令和3年度 兵庫県交通安全実施計画	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考
全体	<p><u>令和3年度</u> 兵庫県交通安全実施計画 <u>3年度</u> 実施内容</p>	<p><u>令和4年度</u> 兵庫県交通安全実施計画 <u>4年度</u> 実施内容</p>	<p>その他県組織変更除く</p>
P1 県警察本部 近畿運輸局	<p>（1）道路交通事故等の状況 令和2年の県内の交通事故による死者数は <u>110</u> 人で前年から <u>28</u> 人の<u>減少</u>、重傷者数は <u>1,224</u> 人で前年から <u>182</u> 人の減少 <u>でいずれも統計を保有している中では最小</u> となった。 また、道路交通事故件数（物損事故を含まない。以下同じ。）は <u>17,352</u> 件、傷者数は <u>20,489</u> 人で、前年より <u>大幅に</u> 減少している。 踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故）は、令和2年の発生件数は <u>8</u> 件、死傷者数は <u>6</u> 人でいずれも前年から <u>増加</u> している。</p>	<p>（1）道路交通事故等の状況 令和3年の県内の交通事故による死者数は <u>114</u> 人で前年から <u>4</u> 人の<u>増加</u>、重傷者数は <u>1,175</u> 人で前年から <u>49</u> 人の減少となった。 また、道路交通事故件数（物損事故を含まない。以下同じ。）は <u>16,929</u> 件、傷者数は <u>20,043</u> 人で、<u>いずれも</u> 前年より減少している。 踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故）は、令和3年の発生件数は <u>6</u> 件、死傷者数は <u>5</u> 人でいずれも前年から <u>減少</u> している。</p>	
P1 近畿運輸局	<p>（2）鉄道事故の状況 令和2年の鉄道運転事故は <u>23</u> 件、死者数は <u>9</u> 人、負傷者数は <u>12</u> 人でいずれも前年から <u>増加</u> している。</p>	<p>（2）鉄道事故の状況 令和3年の鉄道運転事故は <u>14</u> 件、死者数は <u>6</u> 人、負傷者数は <u>7</u> 人でいずれも前年から <u>減少</u> している。</p>	
P2 県民生活部 県警察本部	<p>（1）道路交通 <u>ア 高齢者、子供、障害者等の交通弱者の安全確保</u> <u>令和2年の交通事故死者数の約6割が高齢者となっており、特に歩行中、自転車乗用中の死者については、高齢者の占める割合が多い。</u> 子供については、<u>歩行中及び自転車乗用中の事故が多く、特に高校生になると自転車乗用中の事故が急増する。</u>未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路や通学路等の子供が移動する経路において、横断歩道の設置や適切な管理、歩道の整備等の安全・安心な歩行空間の整備を積極的に推進する <u>とともに、</u> 高校生等の自転車事故防止のための交通安全教育を推進する。</p>	<p>（1）道路交通 <u>ア 高齢者、子供、障害者等の交通弱者の安全確保</u> <u>令和3年の交通事故死者 114 人のうち、65 歳以上の高齢者が 72 人と前年比で 7 人増加し、全体の 63.2% を占めている。</u> <u>高齢者の死者 72 人を状態別でみると、歩行中が 36 人（前年比+4 人）と最も多く、次いで自動車乗用中が 22 人（前年比+11 人）となっている。</u> 子供については、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路や通学路等の子供が移動する経路において、横断歩道の設置や適切な管理、歩道の整備等の安全・安心な歩行空間の整備を積極的に推進する。 <u>また、高校生になると自転車乗用中の事故が急増しており、</u> 高校生等の自転車事故防止のための交通安全教育を推進する。</p>	
P2 県民生活部 県警察本部	<p><u>イ 歩行者の安全確保</u> 本県の信号のない横断歩道での一時停止率は <u>57.1%</u> と全国平均の <u>21.3%</u> に比べ高い（令和2年 J A F 調査）ものの、<u>未だに 4 割以上</u> の運転者が一時停止していない状況である。運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図る。</p>	<p><u>イ 歩行者の安全確保</u> 本県の信号のない横断歩道での一時停止率は <u>43.0%</u> と全国平均の <u>30.6%</u> に比べ高い（令和3年 J A F 調査）ものの、<u>前年の調査よりも下がり、</u> 運転者 <u>の約 6 割</u> が一時停止していない状況である。運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図る。</p>	


ページ	令和3年度 兵庫県交通安全実施計画	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考
P3 近畿運輸局	<p>(2) 鉄道交通</p> <p>令和2年の運転事故は、人身障害事故が15件、踏切障害事故が7件、<u>列車脱線事故（踏切障害に伴う事故）が1件</u>であった。人身障害事故のうち、ホームでの接触事故（ホーム上で列車等と接触又はホームから転落して列車等と接触した事故）が8件で、そのうち4件に酔客が関係している。</p> <p>ホームでの接触事故と踏切障害事故を合わせると運転事故の65.2%を占めていることから、利用者等が関係するこのような事故を防止する必要性が高まっている。</p>	<p>(2) 鉄道交通</p> <p>令和3年の運転事故は、人身障害事故が8件、踏切障害事故が6件であった。人身障害事故のうち、ホームでの接触事故（ホーム上で列車等と接触又はホームから転落して列車等と接触した事故）が4件で、そのうち1件に酔客が関係している。</p> <p>ホームでの接触事故と踏切障害事故を合わせると運転事故の71.4%を占めていることから、利用者等が関係するこのような事故を防止する必要性が高まっている。</p>	
P4 県警察本部	<p>(2) 公安委員会施策</p> <p>カ 通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路における合同点検の実施及び対策の推進</p>	<p>(2) 公安委員会施策</p> <p>カ 通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路における合同点検の実施及び対策の推進</p> <p><u>交通部交通規制課内に通学路対策係及び機動補修班を新設</u></p>	
P4 県県民生活部	追加	<p>(3) その他施策</p> <p><u>ア 兵庫県交通安全キャッチLINEの開設</u></p>	
P4 県土木部、県教育委員会、 県警察本部	追加	<p>【通学路の合同点検】</p> <p>令和3年6月に千葉県八街市で発生した児童5人の死傷事故を受けて、学校、PTA、道路管理者及び地元警察等が連携して通学路における合同点検を実施した。</p> <p>○合同点検結果 対策必要箇所 2,867箇所</p>	トピックスの追加
P4 県警察本部	追加	<p>【高度化 PICS の整備】</p> <p>令和3年度から専用アプリをダウンロードしたスマートフォンに対し、歩行者用信号灯の情報を音声や振動で提供</p>	トピックスの追加

ページ	令和3年度 兵庫県交通安全実施計画	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画(案)	備考																																																																																																							
P7 近畿地方整備局	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>種 別</th> <th>事 業 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">近畿地方 整備局</td> <td>自転車歩行者道</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>歩道</td> <td><u>8.0 km</u></td> </tr> <tr> <td>自転車道</td> <td><u>7.5 km</u></td> </tr> <tr> <td>横断歩道橋</td> <td><u>1箇所</u></td> </tr> <tr> <td>地下横断歩道</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>交差点改良</td> <td><u>3箇所</u></td> </tr> <tr> <td>視距改良</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>車両停車帯</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>県<u>土整備</u>部</td> <td>歩道整備、歩道リニューアル 交差点改良 等</td> <td>一式</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	種 別	事 業 量	近畿地方 整備局	自転車歩行者道	—	歩道	<u>8.0 km</u>	自転車道	<u>7.5 km</u>	横断歩道橋	<u>1箇所</u>	地下横断歩道	—	交差点改良	<u>3箇所</u>	視距改良	—	車両停車帯	—	道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置	一式	県 <u>土整備</u> 部	歩道整備、歩道リニューアル 交差点改良 等	一式	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>種 別</th> <th>事 業 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">近畿地方 整備局</td> <td>自転車歩行者道</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>歩道</td> <td><u>10.0 km</u></td> </tr> <tr> <td>自転車道</td> <td><u>—</u></td> </tr> <tr> <td>横断歩道橋</td> <td><u>—</u></td> </tr> <tr> <td>地下横断歩道</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>交差点改良</td> <td><u>1箇所</u></td> </tr> <tr> <td>視距改良</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>車両停車帯</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>県<u>土木</u>部</td> <td>歩道整備、歩道リニューアル 交差点改良 等</td> <td>一式</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	種 別	事 業 量	近畿地方 整備局	自転車歩行者道	—	歩道	<u>10.0 km</u>	自転車道	<u>—</u>	横断歩道橋	<u>—</u>	地下横断歩道	—	交差点改良	<u>1箇所</u>	視距改良	—	車両停車帯	—	道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置	—	県 <u>土木</u> 部	歩道整備、歩道リニューアル 交差点改良 等	一式																																																						
事業者	種 別	事 業 量																																																																																																								
近畿地方 整備局	自転車歩行者道	—																																																																																																								
	歩道	<u>8.0 km</u>																																																																																																								
	自転車道	<u>7.5 km</u>																																																																																																								
	横断歩道橋	<u>1箇所</u>																																																																																																								
	地下横断歩道	—																																																																																																								
	交差点改良	<u>3箇所</u>																																																																																																								
	視距改良	—																																																																																																								
	車両停車帯	—																																																																																																								
	道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置	一式																																																																																																								
県 <u>土整備</u> 部	歩道整備、歩道リニューアル 交差点改良 等	一式																																																																																																								
事業者	種 別	事 業 量																																																																																																								
近畿地方 整備局	自転車歩行者道	—																																																																																																								
	歩道	<u>10.0 km</u>																																																																																																								
	自転車道	<u>—</u>																																																																																																								
	横断歩道橋	<u>—</u>																																																																																																								
	地下横断歩道	—																																																																																																								
	交差点改良	<u>1箇所</u>																																																																																																								
	視距改良	—																																																																																																								
	車両停車帯	—																																																																																																								
	道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置	—																																																																																																								
県 <u>土木</u> 部	歩道整備、歩道リニューアル 交差点改良 等	一式																																																																																																								
P7 県警察本部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>事業の名称等</th> <th>単位</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">県 警 察 本 部</td> <td rowspan="7">信号機</td> <td>新設(プログラム多段、押ボタン式)</td> <td>基</td> <td><u>10</u></td> </tr> <tr> <td>プログラム多段系統化</td> <td>基</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>全感应化、半感应化</td> <td>基</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>プログラム多段化</td> <td>基</td> <td><u>291</u></td> </tr> <tr> <td>押ボタン化</td> <td>基</td> <td><u>15</u></td> </tr> <tr> <td>電源付加装置</td> <td>基</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>灯器改良LED化</td> <td></td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路標識</td> <td>大型標識</td> <td>本</td> <td><u>12</u></td> </tr> <tr> <td>路側標識</td> <td>本</td> <td><u>5,900</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">道路標示</td> <td>横断歩道</td> <td>km</td> <td><u>118.8</u></td> </tr> <tr> <td>実線</td> <td>km</td> <td><u>68.7</u></td> </tr> <tr> <td>図示</td> <td>個</td> <td><u>7,700</u></td> </tr> <tr> <td>自発光式停止線鋏</td> <td>個</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>自発光式交差点鋏</td> <td>個</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	事業の名称等	単位	事業量	県 警 察 本 部	信号機	新設(プログラム多段、押ボタン式)	基	<u>10</u>	プログラム多段系統化	基	2	全感应化、半感应化	基	4	プログラム多段化	基	<u>291</u>	押ボタン化	基	<u>15</u>	電源付加装置	基	4	灯器改良LED化		一式	道路標識	大型標識	本	<u>12</u>	路側標識	本	<u>5,900</u>	道路標示	横断歩道	km	<u>118.8</u>	実線	km	<u>68.7</u>	図示	個	<u>7,700</u>	自発光式停止線鋏	個	5	自発光式交差点鋏	個	5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>事業の名称等</th> <th>単位</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">県 警 察 本 部</td> <td rowspan="7">信号機</td> <td>新設(プログラム多段、押ボタン式)</td> <td>基</td> <td><u>16</u></td> </tr> <tr> <td>プログラム多段系統化</td> <td>基</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>全感应化、半感应化</td> <td>基</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>プログラム多段化</td> <td>基</td> <td><u>295</u></td> </tr> <tr> <td>押ボタン化</td> <td>基</td> <td><u>20</u></td> </tr> <tr> <td>電源付加装置</td> <td>基</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td><u>高度化PICS</u></td> <td><u>基</u></td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>灯器改良LED化</td> <td></td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路標識</td> <td>大型標識</td> <td>本</td> <td><u>8</u></td> </tr> <tr> <td>路側標識</td> <td>本</td> <td><u>5,600</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">道路標示</td> <td>横断歩道</td> <td>km</td> <td><u>101.5</u></td> </tr> <tr> <td>実線</td> <td>km</td> <td><u>59.7</u></td> </tr> <tr> <td>図示</td> <td>個</td> <td><u>7,600</u></td> </tr> <tr> <td>自発光式停止線鋏</td> <td>個</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>自発光式交差点鋏</td> <td>個</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	事業の名称等	単位	事業量	県 警 察 本 部	信号機	新設(プログラム多段、押ボタン式)	基	<u>16</u>	プログラム多段系統化	基	2	全感应化、半感应化	基	4	プログラム多段化	基	<u>295</u>	押ボタン化	基	<u>20</u>	電源付加装置	基	4	<u>高度化PICS</u>	<u>基</u>	<u>3</u>	灯器改良LED化		一式	道路標識	大型標識	本	<u>8</u>	路側標識	本	<u>5,600</u>	道路標示	横断歩道	km	<u>101.5</u>	実線	km	<u>59.7</u>	図示	個	<u>7,600</u>	自発光式停止線鋏	個	5	自発光式交差点鋏	個	5	
事業者	事業の名称等	単位	事業量																																																																																																							
県 警 察 本 部	信号機	新設(プログラム多段、押ボタン式)	基	<u>10</u>																																																																																																						
		プログラム多段系統化	基	2																																																																																																						
		全感应化、半感应化	基	4																																																																																																						
		プログラム多段化	基	<u>291</u>																																																																																																						
		押ボタン化	基	<u>15</u>																																																																																																						
		電源付加装置	基	4																																																																																																						
		灯器改良LED化		一式																																																																																																						
	道路標識	大型標識	本	<u>12</u>																																																																																																						
		路側標識	本	<u>5,900</u>																																																																																																						
	道路標示	横断歩道	km	<u>118.8</u>																																																																																																						
		実線	km	<u>68.7</u>																																																																																																						
		図示	個	<u>7,700</u>																																																																																																						
		自発光式停止線鋏	個	5																																																																																																						
		自発光式交差点鋏	個	5																																																																																																						
事業者	事業の名称等	単位	事業量																																																																																																							
県 警 察 本 部	信号機	新設(プログラム多段、押ボタン式)	基	<u>16</u>																																																																																																						
		プログラム多段系統化	基	2																																																																																																						
		全感应化、半感应化	基	4																																																																																																						
		プログラム多段化	基	<u>295</u>																																																																																																						
		押ボタン化	基	<u>20</u>																																																																																																						
		電源付加装置	基	4																																																																																																						
		<u>高度化PICS</u>	<u>基</u>	<u>3</u>																																																																																																						
	灯器改良LED化		一式																																																																																																							
	道路標識	大型標識	本	<u>8</u>																																																																																																						
		路側標識	本	<u>5,600</u>																																																																																																						
	道路標示	横断歩道	km	<u>101.5</u>																																																																																																						
		実線	km	<u>59.7</u>																																																																																																						
		図示	個	<u>7,600</u>																																																																																																						
		自発光式停止線鋏	個	5																																																																																																						
自発光式交差点鋏		個	5																																																																																																							

ページ	令和3年度 兵庫県交通安全実施計画	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考
P8 県土木部	追加	<p>【「あいのり1号」(三田市広野地区)】 自宅近くからバス停までのアクセス改善のため、「自家用有償旅客運送」制度を活用し、実施主体は市、運行はまちづくり協議会「元気な広野をつくる会」が担う「あいのり1号」を運行(令和3年7月29日運行開始)</p>  <p>三田市広野地区における自家用有償旅客運送「あいのり1号」の仕組み 車両(白ナンバー、7人乗り)</p>	トピックスの追加
P12 神戸地方気象台	<p>(2) 気象情報等の充実 ア 気象情報等の充実 防災関係機関との情報共有や情報通信技術(ICT)を活用した観測・監視体制の強化 (ア) 気象による道路交通障害が予想される時 a 適時・適切な気象特別警報・警報・予報等の発表 b 防災情報提供システム等を用いた関係機関への迅速・確実な情報伝達 c 報道機関等の協力による道路利用者への周知</p>	<p>(2) 気象情報等の充実 ア 気象情報等の充実 防災関係機関との情報共有や情報通信技術(ICT)を活用した観測・監視体制の強化 (ア) 気象による道路交通障害が予想される時 a 適時・適切な気象特別警報・警報・予報等の発表 b 防災情報提供システム等を用いた関係機関への迅速・確実な情報伝達 c 報道機関等の協力による道路利用者への周知 <u>d 雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル(危険度分布)」や、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪(解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報)」を、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知</u> <u>e 特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省は気象庁と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかけ</u></p>	
P14 西日本高速道路(株)	<p>(4) 地域に応じた安全の確保 ウ 大雪が予想される場合、<u>通行止め</u>、立ち往生車両の有無、広域迂回や出控えの呼びかけなど、道路情報板への表示やSNS等による情報を提供するとともに、滞留が発生した場合には、滞留者に対して、直接、定期的に、除雪作業や滞留排出の進捗、通行止めの解除見通し等の情報<u>を提供する。</u></p>	<p>(4) 地域に応じた安全の確保 ウ 大雪が予想される場合、<u>の予防的(計画的)通行止め実施情報</u>、立ち往生車両の有無、広域迂回や出控えの呼びかけなど、道路情報板への表示やSNS等による情報提供とともに、滞留が発生した場合には、滞留者に対して、直接、定期的に、除雪作業や滞留排出の進捗、通行止めの解除見通し等の情報<u>の提供</u></p>	

ページ	令和3年度 兵庫県交通安全実施計画	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考																														
P15 近畿運輸局 西日本旅客鉄道(株)	<p>(1) 踏切道における構造改良の推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>項目</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>構造改良</td> <td><u>5</u>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 オ 交通規制等 (イ) 道路標識等の高輝度化等による視認性の向上</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">踏切保安設備</td> <td><u>140</u>箇所</td> </tr> <tr> <td>踏切道の格上げ</td> <td>4種→1種</td> <td><u>2</u>箇所</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	項目	事業量	鉄道事業者	構造改良	<u>5</u> 箇所	項目		事業量	踏切保安設備		<u>140</u> 箇所	踏切道の格上げ	4種→1種	<u>2</u> 箇所	<p>(1) 踏切道における構造改良の推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>項目</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>構造改良</td> <td><u>7</u>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 オ 交通規制等 (イ) 道路標識等の高輝度化等による視認性の向上</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">踏切保安設備</td> <td><u>131</u>箇所</td> </tr> <tr> <td>踏切道の格上げ</td> <td>4種→1種</td> <td><u>0</u>箇所</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	項目	事業量	鉄道事業者	構造改良	<u>7</u> 箇所	項目		事業量	踏切保安設備		<u>131</u> 箇所	踏切道の格上げ	4種→1種	<u>0</u> 箇所	
事業者	項目	事業量																															
鉄道事業者	構造改良	<u>5</u> 箇所																															
項目		事業量																															
踏切保安設備		<u>140</u> 箇所																															
踏切道の格上げ	4種→1種	<u>2</u> 箇所																															
事業者	項目	事業量																															
鉄道事業者	構造改良	<u>7</u> 箇所																															
項目		事業量																															
踏切保安設備		<u>131</u> 箇所																															
踏切道の格上げ	4種→1種	<u>0</u> 箇所																															
P16 近畿運輸局	<p>(4) その他の踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 エ 平常時対策に加え、災害時においても<u>関係者間で遮断時間に関する情報提供を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進</u> <u>また、安全な避難及び緊急輸送等を行うための道路について関係者と協議を行い、優先的に開放に向けて取り組む必要がある踏切道を指定。指定された踏切道について、関係者と調整を行い、開放に向けての連絡体制、対処方法等を定めて要領を作成し、訓練等の定期的な実施を推進</u></p>	<p>(4) その他の踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 エ 平常時対策に加え、災害時においても安全な避難及び緊急輸送等を行うため、<u>災害時の管理方法の指定制度に基づき、道路管理者と鉄道事業者が協議を行い、優先的に開放に向けて取り組む必要がある踏切道を指定。指定された踏切道について、道路管理者と鉄道事業者が調整を行い、災害時の長時間遮断が生じないように、開放に向けての連絡体制、対処方法等を定めて要領を作成し、訓練等を定期的</u><u>に実施する取組</u>の推進</p>																															
P17 県警察本部	<p>(3) 成人に対する交通安全教育 イ 運転者に対する交通安全教育 (ア) 各種講習会等における、違法駐車、過大速度超過など、迷惑性・危険性の高い違反の防止などについての指導・教育</p>	<p>(3) 成人に対する交通安全教育 イ 運転者に対する交通安全教育 (ア) 各種講習会等における、<u>妨害運転（いわゆるあおり運転）</u>、違法駐車、過大速度超過など、迷惑性・危険性の高い違反の防止などについての指導・教育</p>																															
P18 県警察本部	追加	<p>(4) 高齢者に対する交通安全教育 ア 教育内容 <u>(カ) 安全運転サポート車限定免許制度（以下、「サポートカー限定免許制度」という。）の周知と促進</u></p>																															

ページ	令和3年度 兵庫県交通安全実施計画	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考
P18 県警察本部	イ 教育方法 (ウ) <u>安全運転を支援するシステムの普及啓発</u> 関係機関・団体等との緊密な連携による先進安全技術が搭載された安全運転サポート車等の普及に向けた試乗体験会 <u>開催等の取組</u>	イ 教育方法 (ウ) <u>サポートカー限定免許制度の周知と安全運転を支援する安全運転サポート車の普及啓発</u> 関係機関・団体等との緊密な連携による <u>サポートカー限定免許制度の周知と</u> 先進安全技術が搭載された安全運転サポート車等の普及に向けた試乗体験会 <u>の開催等</u>	
P19 県県民生活部	(1) 「ストップ・ザ・交通事故」県民運動等 ア 令和 <u>3</u> 年度 <u>兵庫県交通安全</u> 県民運動実施要綱（別掲）及び推進（協働）機関・団体との緊密な連携による効果的な運動 イ 重点 「子供や高齢者等の歩行者の安全確保」、「高齢運転者等の安全運転の <u>励行</u> 」、「自転車の交通安全」、「飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」、「 <u>夕暮れ時と夜間の交通安全</u> 」	(1) 「ストップ・ザ・交通事故」県民運動等 ア 令和 <u>4</u> 年度「 <u>ストップ・ザ・交通事故</u> 」県民運動実施要綱（別掲）及び推進（協働）機関・団体との緊密な連携による効果的な運動 イ 重点 「子供や高齢者等の歩行者の安全確保」、「高齢運転者等の安全運転 <u>意識の向上</u> 」、「自転車の交通安全」、「飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶」、「全ての座席のシートベルトの <u>正しい着用</u> とチャイルドシートの <u>適正な使用</u> の徹底」	
P19 県県民生活部	(2) 重点推進地域の指定 <u>ア</u> 高齢者交通安全対策重点推進地域 姫路市、 <u>明石市</u> 、尼崎市、 <u>加古川市</u> <u>イ</u> 自転車交通安全対策重点推進地域 伊丹市、高砂市、尼崎市、姫路市、 <u>加古川市</u>	(2) 重点推進地域の指定 <u>ア</u> <u>交通安全対策重点推進地域</u> <u>神戸市中央区、神戸市須磨区、神戸市西区、川西市、猪名川町、稲美町、たつの市、淡路市</u> <u>イ</u> 高齢者交通安全対策重点推進地域 <u>神戸市西区</u> 、尼崎市、姫路市 <u>ウ</u> 自転車交通安全対策重点推進地域 <u>神戸市長田区</u> 、尼崎市、伊丹市、高砂市、姫路市	
P20 県県民生活部 県警察本部	(4) 横断歩行者の安全確保 イ 横断歩道 <u>合図（アイズ）運動</u> の推進 <u>運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるとともに、歩行者に対しては、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す。</u>	(4) 横断歩行者の安全確保 イ 横断歩道 <u>おもいやりで事故ゼロ運動</u> の推進 <u>(ア) 横断歩道合図(アイズ)運動等</u> <u>a 横断歩行者は「手を挙げる」等による合図（意思表示）を、運転者は横断を促す合図（意思表示）と確実に一時停止をし、歩行者、運転者双方が視線を合わせるアイコンタクトを推奨する「横断歩道合図（アイズ）運動」の推進</u> <u>b 運転者は信号機のない横断歩道の手前で設置されているダイヤモンドマークを認めれば、あらかじめ速度を落とす「横断歩道手前減速運動」をプラスした「横断歩道合図（アイズ）運動プラス」の周知</u>	

ページ	令和3年度 兵庫県交通安全実施計画	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考
P20 県民生活部	追加	<p>【横断歩道 歩行者優先宣言】</p> <p>業務用車両を有する事業者に「横断歩道 歩行者優先宣言」への賛同を呼びかけ、横断歩道での歩行者優先への自主的な取組を推進し、社会全体で横断歩道での歩行者を優先する意識の向上を促していく。（令和3年12月1日から開始）</p> 	トピック スの追加
P20 県警察本部	追加	<p><u>（イ） 渡れない横断歩道の情報提供メールBOXの設置</u> <u>県警ホームページに、情報提供を行うことができる専用フォームを開設し、「渡れない横断歩道」として提供された情報を受け付け、各種交通安全対策に活用</u></p>	
P20 県警察本部	<p>（5）自転車の安全適正利用の推進 県民、事業者、交通安全団体及び行政が一体となった「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の普及徹底 ア 自転車の交通安全教育 （ア）参加・体験・実践型の自転車交通安全教室等の開催</p>	<p>（5）自転車の安全適正利用の推進 <u>自転車指導啓発重点地区・路線を中心に</u>、県民、事業者、交通安全団体及び行政が一体となった「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の普及徹底 ア 自転車の交通安全教育 （ア）<u>子供から高齢者までライフステージに応じた</u>、参加・体験・実践型の自転車交通安全教室等の開催 <u>（エ）ウェブサイトやSNS等の活用による広報啓発活動の推進</u></p>	
P21 県民生活部	<p>イ 自転車の損害賠償責任保険等への加入徹底 （ア）自転車交通安全教室やキャンペーン等を通じた普及啓発 <u>（イ）自転車保険加入アンケートの結果を踏まえた加入促進キャンペーンを通じた普及啓発</u> <u>（ウ）自転車小売業者等の協力を得た普及啓発</u></p>	<p>イ 自転車の損害賠償責任保険等への加入徹底 （ア）自転車交通安全教室やキャンペーン等を通じた普及啓発 <u>（イ）自転車小売業者等の協力を得た普及啓発</u></p>	
P21 県警察本部	<p>ウ 自転車の安全適正利用 （ア）法令で定める灯火の点灯と、自転車の側面等への反射材用品の取付け （イ）幼児・児童の自転車用ヘルメット着用の徹底 <u>（ウ）高齢者の自転車用ヘルメット着用の促進</u> <u>（エ）安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及促進及びシートベルト着用の広報啓発活動</u> <u>（オ）自転車は交通弱者である歩行者を優先すべき車両であることを教育するなど、歩行者への保護意識の醸成</u> <u>（カ）自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛け、自転車配達員への街頭における指導啓発等</u></p>	<p>ウ 自転車の安全適正利用 （ア）法令で定める灯火の点灯と、自転車の側面等への反射材用品の取付け （イ）幼児・児童は<u>もちろん、全年齢</u>の自転車用ヘルメット着用の徹底 <u>（ウ）安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及促進及びヘルメット・シートベルト着用の広報啓発活動</u> <u>（エ）自転車は歩行者を優先すべき車両であることを教育するなど、歩行者への保護意識の醸成</u> <u>（オ）通勤や配達業務で自転車を利用する者の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛け、街頭における指導啓発等</u></p>	

ページ	令和3年度 兵庫県交通安全実施計画	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考																		
P22 県警察本部	追加	(9) 飲酒運転の根絶 <u>ウ 道路交通法施行規則の一部改正（令和3年11月10日公布）により、安全運転管理者業務が拡充され、運転前後の酒気帯び確認が義務化されたことから、改正された安全運転管理者制度の周知徹底</u>																			
P23 県県民生活部	<p>令和<u>3</u>年度「ストップ・ザ・交通事故」県民運動実施要綱</p> <p>2 期間 令和<u>3</u>年4月1日から令和<u>4</u>年3月31日までの1年間</p> <p>6 運動重点 (1) 子供や高齢者等の歩行者の安全確保 (2) 高齢運転者等の安全運転の<u>励行</u> (3) 自転車の交通安全 (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶 (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 <u>(6) 夕暮れ時と夜間の交通安全</u></p> <p>7 運動種別 (1) 年間の運動</p> <table border="1" data-bbox="311 934 1445 1180"> <thead> <tr> <th>運動名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シートベルト・チャイルドシート着用運動</td> <td>後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、自動車乗車中の交通事故死傷者を減少させる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	運動名	内容	(略)		シートベルト・チャイルドシート着用運動	後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、自動車乗車中の交通事故死傷者を減少させる。	(略)		<p>令和<u>4</u>年度「ストップ・ザ・交通事故」県民運動実施要綱</p> <p>2 期間 令和<u>4</u>年4月1日から令和<u>5</u>年3月31日までの1年間</p> <p>6 運動重点 (1) 子供や高齢者等の歩行者の安全確保 (2) 高齢運転者等の安全運転<u>意識の向上</u> (3) 自転車の交通安全 (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶 (5) 全ての座席のシートベルトの<u>正しい着用</u>とチャイルドシートの<u>適正な使用</u>の徹底</p> <p>7 運動種別 (1) 年間の運動</p> <table border="1" data-bbox="1546 934 2680 1270"> <thead> <tr> <th>運動名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シートベルト・チャイルドシート着用運動</td> <td>後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの<u>正しい着用</u>とチャイルドシートの<u>適正な使用</u>を徹底し、自動車乗車中の交通事故死傷者を減少させる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動</u></td> <td><u>横断歩道は歩行者優先であるという交通ルールの遵守と歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指す。</u></td> </tr> </tbody> </table>	運動名	内容	(略)		シートベルト・チャイルドシート着用運動	後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの <u>正しい着用</u> とチャイルドシートの <u>適正な使用</u> を徹底し、自動車乗車中の交通事故死傷者を減少させる。	(略)		<u>横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動</u>	<u>横断歩道は歩行者優先であるという交通ルールの遵守と歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指す。</u>	
運動名	内容																				
(略)																					
シートベルト・チャイルドシート着用運動	後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、自動車乗車中の交通事故死傷者を減少させる。																				
(略)																					
運動名	内容																				
(略)																					
シートベルト・チャイルドシート着用運動	後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの <u>正しい着用</u> とチャイルドシートの <u>適正な使用</u> を徹底し、自動車乗車中の交通事故死傷者を減少させる。																				
(略)																					
<u>横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動</u>	<u>横断歩道は歩行者優先であるという交通ルールの遵守と歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指す。</u>																				
P25 県警察本部	(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 イ 運転免許取得時講習 (ア) 実施場所 指定自動車教習所 <u>23</u> 所	(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 イ 運転免許取得時講習 (ア) 実施場所 指定自動車教習所 <u>22</u> 所																			

ページ	令和3年度 兵庫県交通安全実施計画	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考
P26 県警察本部	<p>(2) 運転者に対する再教育等の充実</p> <p>ア 取消処分者講習 (ア) 実施場所 運転免許試験場及び指定自動車教習所5所</p> <p>イ 停止処分者講習 (ア) 実施場所 運転免許試験場、阪神運転免許更新センター、但馬運転免許センター及び指定自動車教習所1所</p>	<p>(2) 運転者に対する再教育等の充実</p> <p>ア 取消処分者講習 (ア) 実施場所 運転免許試験場及び指定自動車教習所5所 <u>の計6会場</u></p> <p>イ 停止処分者講習 (ア) 実施場所 運転免許試験場、阪神運転免許更新センター、但馬運転免許センター及び指定自動車教習所1所 <u>の計4会場</u></p>	
P26 県警察本部	追加	<p><u>オ 若年運転者講習</u> (ア) 実施場所 <u>運転免許試験場及び指定自動車教習所6所の計7会場</u> (イ) 講習内容 <u>主として「自己制御能力」の養成に資すると考えられるものを抽出し、実車講習（技能録画）や運転適性検査の結果及び録画面像に基づく個別指導を組み合わせる実施</u></p>	
P27 県警察本部	<p><u>カ 高齢者講習</u> (イ) <u>講習を委託している自動車教習所との連携を図り、運転実技、視力や視野を含む身体機能の変化について自覚させるため運転適性検査器材による指導等を推進し、ドライブレコーダーを活用した個人指導における、個々の能力や特性に応じたきめ細やかな指導</u></p>	<p><u>キ 高齢者講習</u> (イ) <u>運転適性検査器材による指導</u> <u>動体視力検査器、夜間視力検査器及び視野検査器による検査を行い、検査結果に基づいて、加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるための指導を実施</u> (ウ) <u>実車による指導</u> <u>一定の課題に基づいて実施し、適切に履行できなかった課題について重点的に指導するとともに、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導、加齢に伴う身体機能の低下が不適切な運転行動に及ぼす影響についての理解を促進</u> <u>ク 運転技能検査</u> (ア) 実施場所 <u>運転免許試験場及び自動車教習所53所の計54箇所</u> (イ) 対象者 <u>運転免許証の更新をしようとする75歳以上の高齢運転者のうち、過去3年間で一定の違反歴を有している者</u> (ウ) 実施内容 <u>検査を委託している自動車教習所と連携を図り、ある一定の課題に基づき減点方式による運転実技を実施させ、適切に履行できなかった課題について重点的に個別指導するとともに、不適切な運転行為についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下が影響を及ぼしている可能性について理解を促進</u></p>	

ページ	令和3年度 兵庫県交通安全実施計画	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考												
P28 県警察本部	<p>(5) 高齢運転者対策の充実</p> <p>オ 高齢運転者支援施策の推進 関係機関との連携による運転免許証の自主返納をしやすい環境の整備</p> <p>(ア) 運転経歴証明書制度の周知</p> <p>(イ) 高齢者運転免許自主返納サポート制度の周知</p> <p><u>(ウ)</u> 高齢者からの相談等に対する高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応</p>	<p>(5) 高齢運転者対策の充実</p> <p>オ 高齢運転者支援施策の推進 関係機関との連携による運転免許証の自主返納をしやすい環境の整備</p> <p>(ア) 運転経歴証明書制度の周知</p> <p>(イ) 高齢者運転免許自主返納サポート制度の周知</p> <p><u>(ウ)</u> <u>高齢者に係る運転免許制度の改正内容の周知と円滑な運用</u></p> <p><u>(エ)</u> 高齢者からの相談等に対する高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応</p>													
P29 県警察本部	<p><u>(9)</u> 行政処分の適正な運用</p> <p>ア 点数制度の厳正な運用と迅速確実な行政処分による悪質・危険運転者の排除</p> <p>イ 被処分者に対する<u>行政処分にかかる講習</u>の受講勧奨と適正な矯正教育</p> <p>ウ 暫定停止制度の適切な運用</p> <p>エ 一定の症状を呈する病気等に該当する疑いのある者に対する臨時適性検査</p> <p>オ いわゆる「あおり運転」等に伴う悪質・危険な運転者に対する危険性帯有による運転免許の行政処分の積極的な運用</p>	<p><u>(7)</u> 行政処分の適正な運用</p> <p>ア 点数制度の厳正な運用と迅速確実な行政処分による悪質・危険運転者の排除</p> <p>イ 被処分者に対する<u>停止処分者講習等</u>の受講勧奨と適正な矯正教育<u>の実施</u></p> <p>ウ 暫定停止制度の適切な運用</p> <p>エ 一定の症状を呈する病気等に該当する疑いのある者に対する臨時適性検査<u>の実施</u></p> <p>オ いわゆる「あおり運転」等に伴う悪質・危険な運転者に対する危険性帯有による運転免許の行政処分の積極的な運用</p>													
P29 県警察本部	<p>(1) 県民の利便を考慮した施設及び業務の推進</p> <p>ア コース開放による運転免許取得希望者等の練習機会の拡大</p>	<p>(1) 県民の利便を考慮した施設及び業務の推進</p> <p>ア <u>運転免許試験場（明石）</u>のコース開放による運転免許取得希望者等の練習機会の拡大</p>													
P30 県警察本部	<p>(1) 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>講習種別</th> <th>計画人員</th> <th>講習内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全運転管理者等講習</td> <td><u>13,438</u>人</td> <td>最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償について</td> </tr> </tbody> </table>	講習種別	計画人員	講習内容	安全運転管理者等講習	<u>13,438</u> 人	最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償について	<p>(1) 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>講習種別</th> <th>計画人員</th> <th>講習内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全運転管理者等講習</td> <td><u>13,894</u>人</td> <td>最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償</td> </tr> </tbody> </table>	講習種別	計画人員	講習内容	安全運転管理者等講習	<u>13,894</u> 人	最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償	
講習種別	計画人員	講習内容													
安全運転管理者等講習	<u>13,438</u> 人	最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償について													
講習種別	計画人員	講習内容													
安全運転管理者等講習	<u>13,894</u> 人	最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償													
P30 県警察本部	追加	<p><u>(3) 安全運転管理者業務の拡充</u></p> <p><u>ア 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存（令和4年4月1日施行）</u> <u>運転前後の運転者に対する目視等による酒気帯びの有無の確認と、確認結果の記録、保存の徹底</u></p> <p><u>イ アルコール検知器の使用（令和4年10月1日施行）</u> <u>(3) アの酒気帯び確認について、アルコール検知器の常時有効な保持、アルコール検知器を用いた確認の徹底</u></p>													

ページ	令和3年度 兵庫県交通安全実施計画	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考
P33 兵庫労働局	追加	(5) 関係行政機関との連携 <u>ウ 「秋の交通労働災害防止運動（9月）」による事業者への交通労働災害防止活動の周知・啓発</u>	
P33 西日本高速道路(株)	(1) 気象情報等の充実 エ 高速道路においても、気象による道路交通障害が予測される場合は、情報板及びハイウェイラジオ、 <u>ハイウェイテレホン</u> 等による、道路利用者への迅速な情報提供	(1) 気象情報等の充実 エ 高速道路においても、気象による道路交通障害が予測される場合は、情報板及びハイウェイラジオ <u>等</u> による、道路利用者への迅速な情報提供	
P35 県警察本部	(3) 幼児二人同乗用自転車の安全利用に係る広報啓発 保護者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育	(3) 幼児二人同乗用自転車の安全利用に係る広報啓発 <u>ア</u> 保護者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育 <u>イ</u> <u>幼稚園、保育所、認定こども園等と連携した保護者に対するリーフレットの配布等による情報提供</u>	
P36 県警察本部	(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り <u>ア</u> 飲酒運転及び無免許運転 (ア) 調査・分析及び関連情報の組織的な活用による厳正な取締り (イ) 周辺者に対する徹底した捜査 <u>イ</u> 著しい速度超過 可搬式速度違反自動取締装置を活用した効果的な取締り <u>ウ</u> 妨害運転 悪質・危険な運転に対する各種法令を適用した検挙措置 <u>エ</u> <u>横断歩行者等妨害</u> <u>歩行者の保護に資する交通指導取締り</u> カ 携帯電話使用等 重大事故につながり得る危険な行為の取締り	(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り <u>ア</u> <u>横断歩行者の保護に資する交通指導取締り</u> (ア) <u>横断歩行者等妨害</u> (イ) <u>歩行者の交通違反に対する指導警告</u> <u>イ</u> 飲酒運転及び無免許運転 (ア) 調査・分析及び関連情報の組織的な活用による厳正な取締り (イ) 周辺者に対する徹底した捜査 <u>ウ</u> 著しい速度超過 可搬式速度違反自動取締装置を活用した効果的な取締り <u>エ</u> 妨害運転 悪質・危険な運転に対する各種法令を適用した検挙措置 カ 携帯電話使用等 重大事故につながり得る <u>「ながら」</u> 行為の取締り	
P38 県警察本部	追加	(3) 取締りの強化 <u>カ</u> <u>平素からの二輪対策による暴走行為等の未然防止</u>	
P40 県保健医療部	(3) 三次救急医療体制の実施 ア 県内 <u>11</u> 箇所の救命救急センターと1箇所の三次的機能病院による多発外傷、頭部外傷、心筋梗塞等重篤患者への対応	(3) 三次救急医療体制の実施 ア 県内 <u>10</u> 箇所の救命救急センターと1箇所の三次的機能病院による多発外傷、頭部外傷、心筋梗塞等重篤患者への対応	

ページ	令和3年度 兵庫県交通安全実施計画	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考																																																						
P43 近畿運輸局	<p>(1) 鉄道施設等の安全性の向上</p> <p>カ 高齢者、障害者等の安全利用のための対策（バリアフリー化）</p> <p>(ア) 段差の解消、ホームドアの整備、内方線付き点状ブロック等による転落防止設備等の整備等のハード対策の<u>推進</u></p> <p><u>(イ) 駅員等による乗車・降車の誘導案内を始めとするソフト対策の推進</u></p>	<p>(1) 鉄道施設等の安全性の向上</p> <p>カ 高齢者、障害者等の安全利用のための対策（バリアフリー化）</p> <p>段差の解消、<u>事故発生状況や駅の利用実態等を勘案した優先度が高いホームでの</u>ホームドアの整備、内方線付き点状ブロック等による転落防止設備等の整備等のハード対策の<u>検討</u></p>																																																							
P43 近畿運輸局、 西日本旅客鉄道(株)	<p>(2) 運転保安設備等の整備</p> <p>[事業計画の概要]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">線路施設等の整備</td> <td>軌道強化</td> <td><u>15</u> km</td> </tr> <tr> <td>線路</td> <td><u>1</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>橋りょう改良</td> <td><u>105</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>駅改良</td> <td><u>52</u> 駅</td> </tr> <tr> <td>トンネル改良</td> <td><u>2</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>防災施設・その他</td> <td><u>36</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">運転保安設備</td> <td>自動閉そく信号</td> <td><u>24</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>連動装置</td> <td><u>11</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>A T S 等</td> <td><u>133</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>列車無線装置</td> <td><u>6</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>信号機改良等</td> <td><u>10</u> 箇所</td> </tr> </tbody> </table>	項目		事業量	線路施設等の整備	軌道強化	<u>15</u> km	線路	<u>1</u> 箇所	橋りょう改良	<u>105</u> 箇所	駅改良	<u>52</u> 駅	トンネル改良	<u>2</u> 箇所	防災施設・その他	<u>36</u> 箇所	運転保安設備	自動閉そく信号	<u>24</u> 箇所	連動装置	<u>11</u> 箇所	A T S 等	<u>133</u> 箇所	列車無線装置	<u>6</u> 箇所	信号機改良等	<u>10</u> 箇所	<p>(2) 運転保安設備等の整備</p> <p>[事業計画の概要]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">線路施設等の整備</td> <td>軌道強化</td> <td><u>13</u> km</td> </tr> <tr> <td>線路</td> <td><u>0</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>橋りょう改良</td> <td><u>15</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>駅改良</td> <td><u>62</u> 駅</td> </tr> <tr> <td>トンネル改良</td> <td><u>0</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>防災施設・その他</td> <td><u>24</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">運転保安設備</td> <td>自動閉そく信号</td> <td><u>22</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>連動装置</td> <td><u>7</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>A T S 等</td> <td><u>106</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>列車無線装置</td> <td><u>9</u> 箇所</td> </tr> <tr> <td>信号機改良等</td> <td><u>7</u> 箇所</td> </tr> </tbody> </table>	項目		事業量	線路施設等の整備	軌道強化	<u>13</u> km	線路	<u>0</u> 箇所	橋りょう改良	<u>15</u> 箇所	駅改良	<u>62</u> 駅	トンネル改良	<u>0</u> 箇所	防災施設・その他	<u>24</u> 箇所	運転保安設備	自動閉そく信号	<u>22</u> 箇所	連動装置	<u>7</u> 箇所	A T S 等	<u>106</u> 箇所	列車無線装置	<u>9</u> 箇所	信号機改良等	<u>7</u> 箇所	
項目		事業量																																																							
線路施設等の整備	軌道強化	<u>15</u> km																																																							
	線路	<u>1</u> 箇所																																																							
	橋りょう改良	<u>105</u> 箇所																																																							
	駅改良	<u>52</u> 駅																																																							
	トンネル改良	<u>2</u> 箇所																																																							
	防災施設・その他	<u>36</u> 箇所																																																							
運転保安設備	自動閉そく信号	<u>24</u> 箇所																																																							
	連動装置	<u>11</u> 箇所																																																							
	A T S 等	<u>133</u> 箇所																																																							
	列車無線装置	<u>6</u> 箇所																																																							
	信号機改良等	<u>10</u> 箇所																																																							
項目		事業量																																																							
線路施設等の整備	軌道強化	<u>13</u> km																																																							
	線路	<u>0</u> 箇所																																																							
	橋りょう改良	<u>15</u> 箇所																																																							
	駅改良	<u>62</u> 駅																																																							
	トンネル改良	<u>0</u> 箇所																																																							
	防災施設・その他	<u>24</u> 箇所																																																							
運転保安設備	自動閉そく信号	<u>22</u> 箇所																																																							
	連動装置	<u>7</u> 箇所																																																							
	A T S 等	<u>106</u> 箇所																																																							
	列車無線装置	<u>9</u> 箇所																																																							
	信号機改良等	<u>7</u> 箇所																																																							
P45 近畿運輸局	<p>(8) 大規模な事故・災害等が発生した場合の適切な対応</p> <p>エ 外国人に対応するため、事故発生時における多言語案内体制の強化に関する鉄道事業者への指導</p>	<p>(8) 大規模な事故・災害等が発生した場合の適切な対応</p> <p>エ <u>訪日</u>外国人にも対応するため、事故発生時における多言語案内体制の強化に関する鉄道事業者への指導</p>																																																							
P45 近畿運輸局	<p>(9) 運輸安全マネジメント評価</p> <p><u>ア 運輸事業者の安全統括管理者や安全管理部門同士が交流を深めるための場づくり</u></p> <p><u>イ 運輸安全マネジメントに関する取組みに優れた事業者に対する表彰</u></p> <p><u>ウ 運輸事業者の防災意識の向上及び事前対策強化等を支援する取組の強化</u></p>	<p>(9) 運輸安全マネジメント評価</p> <p><u>運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進</u></p>																																																							